

平塚市青少年奨学金返還支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金を返済している若者世代に、奨学金返済額の一部を補助することで、経済的負担を軽減し、将来に明るい希望が持てるように支援するとともに、平塚市に定住することを促すため、大学等を卒業し就業している者で、奨学金の返還を行う者に対して支援金を交付する平塚市青少年奨学金返還支援金（以下「支援金」という。）事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 奨学金 第4条に規定する交付対象者が、学資に充てることを目的とし、本人の名義で借受けた資金のうち、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金又は第二種学資貸与金
 - イ 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体をいう。）が貸与するもの
 - ウ その他市長が本号ア、イに準ずると認めたもの
- (3) 定住 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されており、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
- (4) 就業 大学等を卒業後、期間の定めのない労働契約に基づき就業していること又は独立して自ら事業を営んでいることをいう。
- (5) 市内企業等 本市の区域内に事業所を置き、事業を営む法人、団体又は個人をいう。
- (6) 常勤 次に掲げるいずれの要件も満たすものをいう。
 - ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が市内企業等の本市の区域内にある事業所であること。
 - イ 市内企業等に1週間の勤務時間が1年を平均して30時間以上又は1月の勤務時間が120時間を超える勤務条件に該当し、市内企業等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(交付主体)

第3条 支援金の交付主体は、平塚市とする。

(交付対象者の要件)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(1) 第5条第1項の規定による認定申請をしようとする日(以下「認定申請日」という。)において、次のいずれにも該当すること。

ア 認定申請日の属する年度の年度末(令和7年3月31日)において、年齢が29歳以下であること

イ 大学等を卒業していること。

ウ 大学等の在学中に奨学金の貸与を受けており、自ら返済をしていること。

エ 令和6年1月1日現在において本市の住民基本台帳に記録されていること。

オ 第5条第4項の規定による認定を受けた日(以下「認定日」という。)の属する年度の1月1日(令和7年1月1日)から起算して、定住を5年以上継続する意思を有すること。

カ 就業(本市区域内にて独立して自ら事業を営む者(以下「自営業者」という。)にあつては、認定申請日までに当該事業を開始していること。)していること。

キ 市内企業等に常勤の従業員等として就業していること又は自営業者であること。

(2) 第9条第1項の規定による交付申請をしようとする日(以下「交付申請日」という。)において、次のいずれにも該当すること。

ア 交付申請日の属する年度の年度末において、年齢が29歳以下であること。

イ 前号エの規定による起算日から継続して、本市の住民基本台帳に記録されていること。

ウ 前号カの規定による就業の開始から継続して、就業していること。

エ 奨学金の返還を滞納していないこと。

オ 本市の市税を滞納していないこと。

カ 本要綱で定める支援金と同種の支援を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金は交付しない。

(1) 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)に規定する国家公務員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する地方公務員をいう。)として就業している場合

(2) 平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合

(3) 就業における事業内容が、公序良俗に反するものである場合

(交付対象者の認定)

第5条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、支援金交付対

象者認定申請書（第1号様式）により、市長に申請し、交付対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類
- (2) 大学等を卒業していることを証明する書類
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) 住民票の写し
- (5) 在職証明書（第3号様式）又は自営業申立書（第4号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、別に定める募集要項による期間内に行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、別に定める募集要項による定員の範囲内において交付対象者の認定を行うものとする。

5 市長は、前項の審査及び調査した結果を支援金交付対象者認定申請結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 交付認定者は、氏名、住所、就業状況に変更があったときは、支援金交付認定変更事項届出書（第6号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、市長が指示する書類を添付しなければならない。

（取下げ届）

第7条 交付認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金交付認定取下げ届（第7号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 支援金の交付を受けることを辞退しようとするとき。
- (2) 第4条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 前項の届書には、市長が指示する書類を添付しなければならない。

（支援金の額及び交付対象期間）

第8条 支援金の額は、算定期間において返還した奨学金の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、算定期間及び額の上限は、別に定める募集要項による。

2 前項に基づく支援金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 支援金の交付の対象となる期間は、認定申請の属する年度の4月1日（令和6年4月1日）から起算して5年間とする。

(交付申請)

第9条 交付認定者は、支援金の交付を受けようとするときは、毎年度、別に定める募集要項による期間内に、支援金交付申請書（第8号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 在職証明書（第3号様式）又は自営業申立書（第4号様式）
- (3) 支援金の交付申請をする日の属する前年度の1月1日から起算して1年間において返還した奨学金の額を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において支援金の交付の決定を行うものとする。

4 市長は、前項の審査及び調査により、適当と認めたときは、支援金交付決定通知書（第9号様式）により交付認定者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の審査及び調査により、適当でないとして認めたときは、支援金交付申請却下通知書（第10号様式）により交付認定者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 交付認定者は、前条第4項の規定による支援金の交付の決定の通知を受けたときは、当該決定を受けた日から30日以内に、市長に対し、支援金交付請求書（第11号様式）により支援金を請求しなければならない。

(認定の取消等)

第11条 市長は、交付認定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者の認定又は支援金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付対象者の認定又は支援金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第7条第1項の規定による支援金交付認定取下げ届を提出したとき。
- (3) 第4条に掲げる要件を欠いていたことが判明したとき。
- (4) 前3号のほか、その他の法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付対象者の認定又は支援金の交付を取り消したときは、支援金交付対象者認定等取消通知書（第12号様式）により、交付認定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 市長は、前項の規定により支援金の返還を命ずるときは、支援金返還命令書（第13号様式）により行うものとする。

（添付書類の省略）

第12条 市長は、この要綱の規定により申請書、届出書等に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（報告等）

第13条 市長は、交付対象者及び交付認定者に対し、必要と認める事項について、報告を求め、又は調査することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、この効力を失う。